

いわき市新病院利便施設設置・運営等事業（理容室）

公募型プロポーザル募集要項

平成28年2月26日

いわき市立総合磐城共立病院

## 目 次

<b>1 事業の趣旨</b> .....	<b>1</b>
<b>2 本事業の概要</b> .....	<b>1</b>
(1) 本プロポーザルの実施者	
(2) 本プロポーザルの事務局	
(3) 本事業概要	
(4) 関係書類等	
<b>3 本事業の要求水準</b> .....	<b>3</b>
<b>4 優先交渉権者の決定等の手続き</b> .....	<b>3</b>
(1) プロポーザル審査及び契約締結に係るスケジュール	
(2) 優先交渉権者の決定方法	
(3) 第一次審査「資格審査」	
(4) 第二次審査「提案審査」	
(5) 優先交渉権者等の決定	
(6) 共通事項	
<b>5 参加資格要件</b> .....	<b>6</b>
(1) 参加資格要件	
(2) 実績要件	
(3) その他	
<b>6 参加表明書の作成及び手続き要領</b> .....	<b>7</b>
(1) 作成にあたっての基本的条件	
(2) 提出書類（電子データ）の取得方法	
(3) 参加表明書の提出	
(4) 参加表明書の審査方法	
<b>7 提案書の作成及び手続き要領</b> .....	<b>9</b>
(1) 提案項目	
(2) 作成及び提案にあたっての基本的条件	
(3) 提出書類（電子データ）の取得方法	

- (4) 提案書に関する質問の受付及び回答
- (5) 提案書の作成にあたっての留意点
- (6) 提案書の提出
- (7) 第二次審査における提案者による概要説明

**8 提案書の評価基準 ..... 12**

- (1) 選定委員会における各委員の評価値の算定方法
- (2) 総評価値の算定方法

**9 その他 ..... 12**

- (1) 本プロポーザル後の契約締結の予定
- (2) その他

## 1 事業の趣旨

本募集要項（以下「本要項」という。）は、平成 30 年度に開院予定のいわき市立総合磐城共立病院の新病院内に、利用者等の利便性の向上を図ることを目的に理容室を設置（以下「本事業」という。）するにあたり、その設置・運営等を行う事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、プロポーザルへの参加要件や審査・評価方法などの諸条件や手続き等について定めるものである。

## 2 本事業の概要

### (1) 本プロポーザルの実施者

いわき市病院事業管理者 平 則夫（以下「病院事業管理者」という。）

### (2) 本プロポーザルの事務局

〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原 16 番地

いわき市立総合磐城共立病院 事務局 病院建設課（以下「事務局」という。）

TEL：0246-26-3006（直通） FAX：0246-26-2246

E-mail：kyoritsu-h-byoinkensetsu@city.iwaki.fukushima.jp

### (3) 本事業概要

#### ① 名称

いわき市新病院利便施設設置・運営等事業（理容室）

#### ② 場所

福島県いわき市内郷御厩町久世原 16 番地ほか

いわき市新病院内（理容室：1 階）

#### ③ 事業内容

新病院内の指定場所への理容室の設置、運営及び維持管理、契約終了に伴う原状回復を事業内容とする。

#### ④ 契約締結時期及び期間等

ア 契約締結時期 平成 28 年秋頃（予定）

イ 契約期間 契約締結日から平成 41 年 3 月 31 日まで

※ 契約期間には、事業者における店舗開業に向けた各種工事、開店準備、閉店に伴う原状回復期間を含む。

ウ 施設の貸付開始日 新病院の引渡し日（平成 30 年 9 月予定）

エ 営業開始日 新病院の開院日（平成 30 年 12 月予定）

オ 営業条件等 別紙 1 「要求水準書」のとおり

#### ⑤ 契約形態

借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約と

する。

⑥ 賃借料等

ア 賃借料は、次に掲げるものを合算した額とする。ただし、事業者の提案により貸付面積に変動があった場合は、次の(ア)固定額については変更となる。

(ア) 固定額 月額 61,000 円

(イ) 加算額 事業者より提案のあった加算額

(ウ) 上記の額に対する消費税及び地方消費税

イ 日割り計算

貸付開始日又は終了日が月の途中となる場合の当該月の賃借料のうち固定額は、次の計算式により算出する。

固定額 ÷ 30 × 貸付日数 = 当該月の固定額 (1 円未満は切り上げ)

ウ 光熱水費等

光熱水費等の事業運営に必要な費用は、事業者の負担とする。

⑦ その他

店舗運営の形態は、賃貸借契約者が直営ブランドの店名、ロゴ等を使用し、直接運営する場合のほか、フランチャイズチェーン運営会社（以下「チェーン本部」という。）と店舗運営者のフランチャイズ契約又はライセンス契約（以下「フランチャイズ契約等」という。）によるもの（フランチャイズ契約等により店舗運営を行う者を以下「加盟店等」という。）を認めることとする。

※ フランチャイズ契約等による店舗運営を予定している場合は、本プロポーザルの参加者（賃貸借契約者）がチェーン本部であるか、加盟店等であるかによって、参加条件、必要書類が下記のとおり変わるため、留意すること。

○ チェーン本部が参加者（賃貸借契約者）となる場合

本プロポーザルへの参加から事業者選定において、加盟店等がどこであるかは問わない。自らが主体となり、自己の責任において参加及び企画提案すること。

運営する加盟店等は、「5 参加資格要件 (1) 参加資格要件」の要件を満たしていることを病院事業管理が認めた者、かつ、本プロポーザルに参加していない者に限ることとし、営業開始日前までに病院事業管理者に申請すること。

○ 加盟店等が参加者（賃貸借契約者）となる場合

事業者選定において、加盟店等とチェーン本部を一つのグループとして評価する。加盟店等は参加表明時点でチェーン本部を指定すること。また、当該チェーン本部は、「5 参加資格要件 (1) 参加資格要件」の要件を満たしている必要があるため、参加表明書に必要書類を添付すること。

#### (4) 関係書類等

本プロポーザルの関係書類については、CD-Rにより貸出しする。

貸出資料については、本事業の提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。

なお、貸出資料については、平成27年12月31日時点のものであり、今後、設計変更等により変更となる場合がある。

##### ① 貸出資料

ア 図面資料

イ 工事区分表

##### ② 貸出期間

平成28年2月29日（月）午前9時から

平成28年4月27日（水）午後5時まで

※ ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。

##### ④ 貸出場所

事務局にて貸出を行う。

##### ⑤ 借用方法

電話にて事務局へ貸出の日時を予約のうえ、借用すること。

##### ⑥ 貸出資料の返却

提案書の提出期限（平成28年4月28日）までに事務局へ返却すること。

### 3 本事業の要求水準

別紙1「要求水準書」のとおり。

### 4 優先交渉権者の決定等の手続き

#### (1) プロポーザル審査及び契約締結に係るスケジュール

① 公告（本要項等の公表）	平成28年 2月26日（金）
② 参加表明書の提出期限	平成28年 3月18日（金）
③ 第一次審査	平成28年 3月下旬
④ 第一次審査結果通知・提案書の提出要請	平成28年 3月下旬
⑤ 提案書に係る質問書提出期限	平成28年 4月 1日（金）
⑥ 提案書に係る質問への回答期限	平成28年 4月15日（金）
⑦ 提案書の提出期限	平成28年 4月28日（木）
⑧ 第二次審査	平成28年 5月中旬
⑨ 第二次審査結果及び優先交渉権者等の公表	平成28年 5月下旬
⑩ 基本協定締結	平成28年 6月中旬

(2) 優先交渉権者等の決定方法

事業者の選定については、「いわき市新病院利便施設事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、総合的に評価し、優先交渉権者及び次点者を特定することとする。

審査及び評価については、参加者の資格の有無を判断する第一次審査（資格審査）と、第一次審査を通過した者から提出された提案内容等についての審査・評価を行う第二次審査（提案審査）の 2 段階とする。

なお、参加者が 1 者だった場合の取扱いは、選定委員会にて協議のうえ決定する。協議の結果によっては、本プロポーザルを中止する場合がある。

(3) 第一次審査「資格審査」

① 参加資格の確認

ア 本事業に参加する者は、参加表明書を提出する。

イ 事務局は参加者から提出された参加資格審査に関する提出書類を基に、参加者が参加資格を満たしているか否かを確認する。

② 提案候補者の選定

選定委員会は、前記の事務局による確認の結果を審査し、提案候補者の選定を行う。

③ 第一次審査結果の通知

ア 審査の結果、参加資格要件を全て満たし、提案候補者として選定された者に対しては、「参加資格適格通知書兼提案書提出要請書」を送付し、提案書の提出要請を行う。

なお、第一次審査（資格審査）の結果は、第二次審査（提案審査）の評価には反映させない。

イ 第一次審査を通過し、提案書提出要請を受けた者（提案候補者）は、提案書を提出することができる。

ウ 提案候補者として選定されなかった者（参加資格を満たさない又は確認できない者）に対しては、その理由を明記した「参加資格不適格通知書」を送付する。

エ 参加資格不適格通知書を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して 7 日以内（休日等を除く）に、書面（A 4 判任意様式）により、病院事業管理者に対して、その理由について説明を求めることができる。

受付場所は、事務局とし、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。

オ 前記エに対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く）に書面により行う。

(4) 第二次審査「提案審査」

別に定める第二次審査基準に基づき「第二次審査」を行う。

① 提案書取りまとめ・基礎審査

事務局は、事業者から提案書の提出があった際は、基礎審査として、求める資料等が、全て提出されていることを確認するとともに、所定の条件に基づき提案書が作成されているかを確認する。

② 第二次審査への出席要請

第二次審査における提案者による概要説明については、基礎審査後に別途送付する通知により示すこととする。

③ 提案書の評価

本要項に基づき、提案書の要求水準への適合性を審査するとともに、本要項に示す各評価基準に基づき、選定委員会委員の採点により、評価値を算定する。

④ 優先交渉権者、次点者の特定

選定委員会は、各委員の評価により得られた評価値の平均により算出した総評価値が最も高い者を優先交渉権者に、次に高い者を次点者として特定する。

(5) 第二次審査結果の通知

① 決定された優先交渉権者及び次点者に対しては、その旨を書面（優先交渉権者には優先交渉権者決定通知書、次点者には次点者決定通知書）にて通知する。

② 優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、理由を付し、その旨を書面（優先交渉権者及び次点者に決定されなかった旨の通知書）にて通知する。

③ 次点者決定通知書若しくは優先交渉権者又は次点者に決定されなかった旨の通知書を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く）に、書面（A4判任意様式）により、病院事業管理者に対し、その理由の説明を求めることができる。

受付場所は、事務局とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

④ 前記③に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く）に書面により行う。



## (6) 共通事項

① 提出された参加表明書及び提案書に関し、事務局から問合せ又は資料等の追加提出を求める場合がある。

### ② 参加の辞退

参加者は、提案書提出期限までに随時、参加を辞退することができる。辞退する場合は、その理由を参加辞退届出書（様式1-6）に記載し、事務局に持参すること。

### ③ 失格

参加表明書又は提案書を提出した者が、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 参加表明書の提出日から優先交渉権者等の決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合。

イ 本要項の公表日（平成28年2月26日、以下「基準日」という。）から優先交渉権者等の決定までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合。

ウ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。

## 5 参加資格要件

### (1) 参加資格要件

本プロポーザル参加者は、契約期間において確実に事業を遂行する能力を有し、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

① 3年以上継続して理容室の運営を行った実績があり、かつ安定した経営能力を有していること。

② 営業に必要な理容師法ほか関係法令に基づく許認可等を営業開始までに確実に取得できる者であること。

③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。

④ 基準日から優先交渉権者等の決定までの間に、いわき市病院事業建設工事等及び物品購入等に係る指名競争入札参加者の指名等の基準に関する要綱（平成19年3月30日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は

参加表明書提出日の前6ヶ月以内に手形もしくは小切手の不渡りを出した者でないこと。

- ⑦ いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成27年3月31日制定）第4条第2項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- ⑧ 平成25年4月1日から基準日までの間に、理容師法（昭和22年12月24日法律第234号）に基づく行政処分を受けた者でないこと。
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営んでいる者でないこと。
- ⑩ 国税及びいわき市税に未納がない者であること。

## (2) その他

次に示すような重複参加はできないので留意すること。

(該当例) 複数の加盟店等が同一のチェーン本部を指定している場合

加盟店等が指定したチェーン本部が自らも参加している場合

## 6 参加表明書の作成及び手続き要領

### (1) 作成にあたっての基本的条件

本要項等を熟読のうえ、参加表明書を作成すること（本要項「5 参加資格要件」を満たしていること）。

### (2) 提出書類（電子データ）の取得方法

本要項「2 本事業の概要 (4) 関係書類等」を参照すること。

### (3) 参加表明書の提出

#### ① 提出資料

ア 参加表明書（様式1-1）

イ 資格審査申請書（様式1-2）

ウ 委任状（代表者 → 代理人）（様式1-3）

※ 代表権を持たない社員等が参加表明書及び提案書を提出する場合は、委任状を添付すること。

エ 実績調書（様式1-4）

オ 法人の場合は以下のもの

(ア) 登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

(イ) 本社所在地の税務署が発行する納税証明書「その3の3」の写し（直近

のもの)

(ウ) 本市が発行する納税証明書の写し(直近のもの。ただし、本市に納税義務がない場合は「市税について納税義務がないことの申出書(様式1-5)」を提出すること)

(エ) 営業報告書(直前1年分の財務諸表:貸借対照表、損益計算書)

カ 個人事業主の場合は以下のもの

(ア) 身分証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

※ 身分証明書は破産していないことの証明であり、本籍地の市町村において発行される。

(イ) 登記されていないことの証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

※ 登記されていないことの証明書は、成年被後見人又は被保佐人の記録がないことの証明であり、法務局において発行される。

(ウ) 税務署が発行する納税証明書「その3の2」の写し(直近のもの)

(エ) 本市が発行する納税証明書の写し(直近のもの。ただし、本市に納税義務がない場合は「市税について納税義務がないことの申出書(様式1-5)」を提出すること)

(オ) 所得税確定申告書の写し

キ 加盟店等が参加する場合は上記に加え以下のもの

(ア) チェーン本部のエ及びオの書類

(イ) チェーン本部とのフランチャイズ契約等の契約書の写し(本契約が未締結の場合は、仮契約書や覚書等、両者間で合意した旨が分かる資料を添付すること)

## ② 体裁及び書式

取得した電子データを使用し、参加表明書関係様式集に示された順番に綴り、それぞれにページを付して、ホチキス止めはせず、左側1箇所をダブルクリップで止めること。

## ③ 提出期限

平成28年3月18日(金)午後5時まで

## ④ 提出場所

〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原16番地  
いわき市立総合磐城共立病院 事務局 病院建設課

## ⑤ 提出方法

持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)

※ 持参の場合、休日等は不可。

※ 郵送による場合は、提出期限必着とする。

⑥ 提出部数

正 1 部 副 15 部 計 16 部及び CD-R 1 部

CD-R には、提出書類の電子データを格納すること。また、CD-R への格納の条件は次のとおりとする（CD-R の提出方法は以下同様とする。）。

- 1) CD-R : Windows フォーマット
- 2) 使用アプリケーション : 様式の指定があるもの、説明文等は、Microsoft 社製の Word、Excel。その他図面等は、PDF 形式。
- 3) ウィルスチェック : CD-R はウィルスチェックを行ってから提出すること。

(4) 参加表明書の審査方法

本要項「4 優先交渉権者の決定等の手続き」を参照のこと。

## 7 提案書の作成及び手続き要領

(1) 提案項目

別紙 2「第二次審査基準【総括】」及び別紙 3「第二次審査基準【詳細】」とお  
り。

(2) 作成及び提案にあたっての基本的条件

① 提案にあたっての基本条件

提案にあたっては、サービス内容や経済性等を総合的に検討し、本市病院事業にとって有益な提案を行うこと。

提案の採否については、基本協定締結後、病院事業管理者と優先交渉権者が協議のうえ決定するが、提案の内容が本市及び本市病院事業に対して不利益になると認められる場合等においては、その提案を採用しないことがある。

② 参加の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 参加資格がない者による提案
- イ 提案候補者として選定されていない者による提案
- ウ 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした提案
- エ 提出書類の記載事項が不明なもの、必要な記名・押印のない提案
- オ 書類が不足している提案
- カ 要求したもの以外の書類及び図面等を使用した提案
- キ 提案者が 2 つ以上の提案書を提出した提案
- ク 提案者が他の提案者の代理をした提案
- ケ その他参加に関する条件に違反した提案

(3) 提出書類（電子データ）の取得方法

本要項「2 本事業の概要 (4) 関係書類等」を参照すること。

(4) 提案書に関する質問の受付及び回答

① 提出期限

平成 28 年 4 月 1 日（金）午後 5 時まで

② 提出場所

いわき市立総合磐城共立病院 事務局 病院建設課

TEL：0246-26-3006（直通） FAX：0246-26-2246

E-mail：kyoritsu-h-byoinkensetsu@city.iwaki.fukushima.jp

③ 提出方法

本要項に定める質問書（様式 2－6）により、PDF 形式に変換せず、Microsoft 社製の Word で作成した電子データを、電子メールの添付ファイルとして事務局に送信すること。なお、メールの件名は、「いわき市新病院利便施設設置・運営等事業（理容室）質問書 提案質問（事業者名）」とし、電話にて事務局に着信の確認を行うこと（休日等は不可）。

④ 回答方法

平成 28 年 4 月 15 日（金）午後 5 時までに、下記の市ホームページ内に掲載する。また、回答書は、本要項の追加又は修正とみなす。

ホームページアドレス：

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1455242144537/index.html>

(5) 提案書の作成にあたっての留意点

① 「(3) サービス内容等」について

サービス内容の提案にあたっては、安易に企業名を類推できるような固有名称を用いた表現を避けること。

② 「(4) 賃借料加算等」について

賃借料加算の提案にあたっては、「提案割合」に、月次の売上に対する率を記載すること。この「提案割合」を用いて月ごとに求められる額が、「1 本事業の概要 (3) 本事業概要」で示した月額賃借料への加算額となる。

なお、第二次審査においては、この「提案割合」に年間売上見込み額を乗じて得た「提案割合に基づく賃借料の加算額（年間見込）」を用いるので注意すること。

また、電気代等の光熱水費は、当該加算額には含めないこと。

(6) 提案書の提出

① 提出資料

提案書一式（様式 2-1～2-5）

② 体裁及び書式

ア 取得した電子データを使用し、提案書様式集に示された順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い綴ること。また、それぞれにページを付して、ホチキス止めはせず、左側 1 箇所をダブルクリップ等で止めること。

イ A 3 判様式は A 4 判様式の大きさに折り込むこと。

ウ 提案書の作成にあたっては、会社名を記載することとしている書類以外には、会社名及び会社名を類推できるロゴマーク等の記載は不可とする。

エ 造語、略語等については、一般的な用語等を用いて初出の箇所に定義を記述すること。

オ 使用する文字のフォントについて制限はないが、見やすさに配慮すること。また、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。

カ 用紙の余白は、左右、最低 20mm 以上は確保すること（ページ番号は除く）。

キ 提出した提案書の訂正はできないので留意すること。

③ 提出期限

平成 28 年 4 月 28 日（木）午後 5 時まで

④ 提出場所

〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原 16 番地  
いわき市立総合磐城共立病院 事務局 病院建設課

⑤ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る）

※ 持参の場合、休日等は不可。

※ 郵送による場合は、提出期限必着とする。

⑥ 提出部数

正 1 部 副 15 部 計 16 部及び CD-R 1 部

CD-R には、提出書類の電子データを格納すること。

(7) 第二次審査における提案者による概要説明

① 第二次審査における提案者による概要説明は、提案書に基づき行うものであり、それ以外の資料は使用してはならない。

② 第二次審査に出席しない場合は、事業実施の意思がないものとみなし失格とする。

③ 提案書の審査方法

本要項「4 優先交渉権者の決定等の手続き」を参照のこと。

## 8 提案書の評価基準

### (1) 選定委員会における各委員の評価値の算定方法

提案評価は、第二次審査（提案審査）にて行う。提案者より提出された提案書及びそれに基づく概要説明の内容により評価する。

選定委員会委員の別紙3「第二次審査基準（詳細）」の評価基準に基づき、次のⅠ～Ⅴの5段階評価（相対評価）により行い、これに指定の倍率を乗じて各項目の評価値を算出する（端数処理は行わない）。

採点	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
基準	最も有益な提案	有益な提案			有益でない提案
基準点	1.00	0.75	0.50	0.25	0.00

ただし、評価基準「(4)①賃借料の加算額」の評価値については、「評価値＝提案額÷最も高い提案額×配点」の数式に従い算出する（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める）。

### (2) 総評価値の算定方法

総評価値(満点100点) = 各委員の評価値の平均(満点100点)
-----------------------------------

提案評価の総評価値は、各委員の評価値の平均値とする。平均値の算出にあたっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

## 9 その他

### (1) 本プロポーザル後の契約締結の予定

- ① 優先交渉権者決定後、病院事業管理者と優先交渉権者は、事業契約の締結に係る基本的事項を定めた基本協定を締結し、その後、募集要項及び提案書等に基づく運営方法や管理方法等の条件を協議した上で、契約を締結することとする。
- ② 病院事業管理者は、優先交渉権者が契約の締結までに「5 参加資格要件(1) 参加資格要件」の④、⑤及び⑦の要件を満たさなくなった場合又は同要件に該当する行為を行ったと認められる場合及びその他の理由において優先交渉権者との契約が締結できない場合は、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点者を優先交渉権者とし契約交渉を行う。優先交渉権者は、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、病院事業管理者に対し、速やかに文書（様式任意）によりその旨を届け出ること。

(2) その他

- ① 参加表明書及び提案書の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書及び提案書の取扱いについては、次のとおりとする。
  - ア 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
  - イ 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、事業者の選定にかかわる公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、事業者の提案書類については、本事業内容の公表時や病院事業管理者が必要と認めるときには、病院事業管理者が、その全部又は一部を使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本事業の選定結果の公表以外には無断で使用しない。
  - ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。
- ③ 参加表明書及び提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び提案書に記載された内容の変更は認めない。
- ④ 提案書の作成のために病院事業管理者から受領した資料は、病院事業管理者の了解なく公表及び使用してはならない。
- ⑤ 事業者は、病院事業管理者が採用を決定した提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること。

また、事業者の責により提案書の提案事項が達成できない場合は、病院事業管理者と協議の上、同等と認められる方法等で本事業を履行するものとする。

なお、提案書の提案事項を達成する意志が事業者に認められないなど、提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。



## 参考 患者数の状況等

### (1) 事業概要（新病院実施設計より抜粋）

- ① 病床数：700 床（一般病床 679 床、結核病床 15 床、感染症病床 6 床）
- ② 敷地面積：73,036.14 m<sup>2</sup>
- ③ 建築面積：13,112.04 m<sup>2</sup>
- ④ 延べ面積：64,595.91 m<sup>2</sup>
- ⑤ 階 数：地上 13 階（屋上へリポート）、地下階なし

### (2) 患者数等の状況（平成 26 年度）

- ① 延入院患者数（年間）：209,044 人（573 人/日）
- ② 延外来患者数（年間）：229,494 人（941 人/日）
- ③ 職員数：約 1,300 人（委託業者を含む）
- ④ 入院患者の面会可能時間：午後 2 時～午後 7 時